

1 第6章 計画の進行管理 施策の実施状況の点検

本計画の進行管理を円滑に進めるため、施策の進捗状況を把握し、「東海市子ども・子育て会議」において点検・評価を行い、その結果を公表し、必要な対応を実施します。

「施策の展開」については、第7次東海市総合計画及び本計画の成果指標の変化を評価・分析し、事業を検証します。

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに見込み量と確保方策を示していることから、毎年実施状況及び進捗状況を管理し、利用者の動向や社会情勢の変化などをみながら、翌年度以降の事業展開に反映していきます。

2 第6章 計画の進行管理 計画の見直し

計画に位置付けた施策の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、計画を柔軟に見直していきます。

3 第6章 計画の進行管理 国・県等との連携

本計画の取り組みには、市が単独で実施できるものだけでなく、制度や法律に基づく事業も含まれます。そのため、国や県、近隣市町と連携を強化し、必要に応じて協力を求めながら計画を進めます。

具体的には、「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携」については、児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実など、専門的かつ広域的な観点から県との連携・推進を行います。また、「労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」については、県を通して、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請します。

1

参考資料

東海市子ども・子育て支援会議

(1) 東海市子ども・子育て支援会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子どもの教育・保育、子育て支援事業を総合的に進めることを目的とし、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、東海市子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 東海市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 東海市次世代育成支援行動計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童福祉関係団体を代表する者
- (3) 商工業者で組織する団体を代表する者
- (4) 子育て支援事業を実施する特定非営利活動法人を代表する者
- (5) 幼稚園又は認定こども園の関係者
- (6) 主任児童委員を代表する者
- (7) 保健所の職員
- (8) 小学校又は中学校の教員
- (9) 市内に住所を有する者
- (10) 市の職員

3 市長は、前項第9号の委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別な理由があるときは、委員の任期中であっても解嘱することができる。

- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ、開くことができない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民福祉部こども課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の平成25年度東海市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱第3条第2項の規定による次世代育成支援対策地域協議会の委員である者は、改正後の東海市子ども・子育て支援会議設置要綱（以下「新要綱」という。）第3条第2項の規定により会議の委員に委嘱し、又は任命されたものとみなし、その任期は、新要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 東海市子ども・子育て支援会議委員名簿

役職区分	氏名	所属団体等	備考
会長	中村 強士	日本福祉大学社会福祉学部准教授	
会長職務 代理者	本多 伯舟	東海市保育事業協会会長	
委員	古谷 仁彦	東海市子ども会連絡協議会会長	
	吉田 未来	姫島まちのこクラブ会長	
	牛之濱 久美子	富木島まちのこクラブ会長	～令和5年度
	平松 由佳	東海市立三ツ池保育園保護者会会長	
	古田 美裕紀	東海市立加木屋南保育園保護者会会長	～令和5年度
	近藤 高史	東海商工会議所参与・常議員	
	樋上 亜由美	特定非営利活動法人 学童保育ざりがにクラブ理事長	
	坂田 弘毅	東海めぐみ幼稚園園長	
	川北 夏代	主任児童委員	
	八澤 佳子	知多保健所健康支援課課長補佐	
	山崎 千佳	知多保健所健康支援課課長	～令和5年度
	鈴木 信恵	明倫小学校教務主任 上野中学校校務主任（令和5年度）	
	田中 博美	公募	
	深谷 里枝	公募	
田中 薫	木庭保育園園長		

2

参考資料

東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議

(1) 東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 東海市子ども・子育て支援事業計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

東海市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。

東海市子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。

その他子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長及び8人以内の委員をもって組織する。

2 委員長は、こども課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、市長が委員を命じた職員とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 推進会議においては、委員長が議長となる。

3 委員長は、必要に応じて、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民福祉部こども課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年6月18日から施行する。

(2) 東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議委員名簿

役職区分	氏 名	課等名	職名
委員長	永井 直子	こども課	課長
委 員	小島 英泰	幼児保育課	課長
	宇賀神 雄也	幼児保育課	統括主任
	大串 文子	健康推進課	主任指導保健師
	松井 成樹	国保課	統括主任
	加藤 雅尚	学校教育課	指導主事
	浅井 貴史	社会教育課	統括主任
	下村 和哉	商工労政課	統括主任
	井上 綾	社会福祉課	統括主任
事務局	佐田 知子	こども課	主幹
	臼井 あゆ美	〃	統括主任
	山内 ふみえ	〃	統括主任
	堤 仁勇	〃	統括主任
	島袋 浩彰	〃	統括主任
	田中 恒輝	〃	主任

3

参考資料

計画の策定過程

〈東海市子ども・子育て支援会議〉

回		開催日	協議内容等
令和5年度 (2023年度)	第1回	令和5年 (2023年) 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標（第2期東海市子ども・子育て支援事業計画）について ・量の見込みと確保方策に関する評価等（第2期東海市子ども・子育て支援事業計画）について
	第2回	令和6年 (2024年) 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村こども計画について ・（仮称）東海市こども計画策定に係る利用希望把握調査等について
令和6年度 (2024年度)	第1回	令和6年 (2024年) 7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市こども計画策定に係る利用希望把握調査等の結果について
	第2回	令和6年 (2024年) 8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標（第2期子ども・子育て支援事業計画）について ・量の見込みと確保方策に関する評価等（第2期子ども・子育て支援事業計画） ・東海市こども計画の骨子案について
	第3回	令和6年 (2024年) 10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市こども計画の素案について
	第4回	令和7年 (2025年) 1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市こども計画（素案）に関するパブリックコメントの結果について

〈東海市子ども・子育て支援事業計画推進会議〉

回		開催日	協議内容等
令和6年度 (2024年度)	第1回	令和6年 (2024年) 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市こども計画について ・東海市こども計画の骨子案について
	第2回	令和6年 (2024年) 10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・東海市こども計画の素案について

4 参考資料 用語説明

用語	説明
愛着（アタッチメント）	乳幼児が主な養育者との間に築く情緒的なきずなのこと。
一日人権擁護委員	中学生に委嘱し人権に係る街頭啓発活動を通して人権意識の普及と理解を促す事業。
医療的ケア	医療行為が必要なこどもに対して提供される特別なケアのこと。呼吸管理、栄養管理、投薬などが含まれ、専門的な知識と技術が求められます。
SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月に国連で採択された2030年までに達成すべき17の国際目標のことで、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界の実現を目指しています。
確保方策	量の見込みに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」について定めたもの。
くるみん認定	次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し一定の基準を満たした企業に対して、子育て支援に積極的に取り組む「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が授与する認定のこと。
こども基本法	2022年6月に公布、2023年4月に施行された、こどもの権利や福祉を保障するための基本的な法律。すべてのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長できるよう、こどもの権利を守ることを目的としています。
こども大綱	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。
こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。
こどもの権利条約	1989年に国連が採択したこどもの基本的人権を保証する条約「児童の権利に関する条約」の通称。
自己肯定感	自分自身を肯定的に評価し、自分の価値を認める感覚のこと。
自己有用感	自分が他者や社会にとって役立つ存在であると感じる感覚のこと。
障がい児サポーター	障がいを持つ児童生徒の学校生活を支援するために、小中学校に配置されている専門家やボランティアのこと。
就学前児童	小学校に入る前（0歳から6歳まで）の児童のこと。

用語	説明
スクールカウンセラー	学校で児童生徒、保護者、教職員に対して相談・助言など心のケアや精神的なサポートを行う臨床心理士等の専門職。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門知識や技術を活かして、困難を抱える児童生徒やその家族等を支援する専門職。
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法に基づいて市町村が施設型給付の支給に係る施設として「確認」を行った認定こども園等の教育・保育施設を指します。
特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法に基づいて市町村が地域型保育給付費の支給に係る施設として「確認」を行った小規模保育事業又は事業所内保育事業等を指します。
認定こども園	認定こども園は、機能等に応じて「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つの種類があり、本市には、本計画の策定時点において、教育と保育の両方の機能を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」が2園あります。
不育症	流産あるいは死産が2回以上ある状態。
未成年後見制度	親権者の死亡や行方不明等により未成年者に対して親権を行う者がいない場合に、選任された未成年後見人が未成年者の監護養育や財産管理、契約等の法律行為を行う制度。
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来であれば大人が担うような介護や世話、家事等の支援を行っている18歳未満のこどものこと。
幼稚園	幼稚園には、子ども・子育て支援新制度において、施設型給付を受ける新制度移行幼稚園と施設型給付を受けない新制度未移行幼稚園に分かれており、本市には、本計画の策定時点において、新制度未移行幼稚園が3園あります。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本としています。

5

参考資料

指標の算出方法

	指標名	算出方法
1	夢や目標を持っている児童生徒の割合	児童生徒アンケート「将来の夢や目標を持っていますか」で「持っている」「どちらかといえば持っている」と回答した小学生・中学生の数／アンケート回答総数×100
	第7次総合計画 まちづくり指標2	
2	子育てがしやすいまちであると感じている 18 歳以下の子どもを持つ人の割合	市民アンケート「子育てしやすいまちである」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人（18 歳以下の子どもがいる方）の数／アンケート回答総数（18 歳以下の子どもがいる方）×100
	第7次総合計画 まちづくり指標1	
3	子育ての悩みについて、相談する場を知っている人の割合	市民アンケート「子育てに関する相談の場を知っている」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数／アンケート回答総数×100
	第7次総合計画 成果指標 1-4-1	
4	身近に子どもが安心して過ごせる場（家庭や学校を除く）があると思う 18 歳以下の子どもを持つ人の割合	市民アンケート「身近に子どもが安心して過ごせる場（家庭や学校を除く）がある」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人（18 歳以下の子どもがいる方）の数／アンケート回答総数（18 歳以下の子どもがいる方）×100
	第7次総合計画 成果指標 1-3-2	
5	地域子育て支援拠点等の年間延べ利用者数	児童館、子育て支援センターの年間延べ利用者数
	第7次総合計画 成果指標 1-3-1	
6	多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている 18 歳以下の子どもを持つ人の割合	市民アンケート「多様な保育ニーズに対応できる場所がある」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人（18 歳以下の子どもがいる方）の数／アンケート回答総数（18 歳以下の子どもがいる方）×100
	第7次総合計画 成果指標 1-2-2	
7	公立保育園、民間保育所などの待機児童数	この1年間で公立保育園、民間保育所などへの入所を希望しているが待機となった児童数 ※待機児童の定義については、厚生労働省が実施する「保育所等利用待機児童数調査」における取扱いを準用
	第7次総合計画 成果指標 1-2-1	
8	結婚応援活動（自主事業・サポート一事業等）事業の開催回数	結婚応援センターの自主講座・結婚応援サポート一事業の年間開催回数
	—	

各種相談窓口のご紹介

【市の窓口】

周りの人に相談しづらいことは、この窓口を利用してみませんか？

市では、一つの相談窓口では解決が難しい「福祉」に関する困りごとを、各課・各支援機関が連携しながら、解決に向けて一緒に考える支援体制を推進しています。分野を問わずお話を伺います。あなたの周りに心配な人がいるときにも、相談してみてください。

こどものこと	東海市役所 子ども課 家庭児童相談	☎ 052-689-1080
生活のこと	東海市役所 社会福祉課	☎ 052-613-7652 ☎ 0562-38-6275
健康のこと	東海市役所 健康推進課	☎ 052-689-1600

【その他の窓口】

- 東海市「ほっとプラザ」
☎ 0562-33-7321 【対応時間：火～土 9:30～18:15】
※LINEによる相談対応もしています。 ⇒ ⇒ ⇒
- 愛知県 24 時間電話相談「子ども SOS ほっとライン 24」
☎ 0120-0-78310（無料） 【対応時間：24 時間】
- あいちこころほっとライン 365（こころの健康に関する相談）
☎ 052-951-2881 【対応時間：毎日 9:00～20:30】
- 児童相談所相談専用ダイヤル（近くの児童相談所につながります）
☎ 0120-189-783（無料） 【対応時間：24 時間】





東海市こども計画

東海市 市民福祉部 こども課
〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
TEL 052-613-7656、0562-38-6280